

下水道設計基準

令和7年4月1日適用 岡崎市上下水道局上下水道部

項目	細目	内容
管渠の種類と断面	管種選定	<汚水管> 自然流下管(開削工の場合) φ450mm以下:硬質塩化ビニル管(VU)(JSWAS K-1) φ500mm以上:ヒューム管(HP)(JSWAS A-1)
	最小管径	<汚水管> 市街化区域 … φ200mm 行き止まり道路 … φ150mm(最低土被り 0.8m) <雨水管・合流管> φ250mm
	接合方法	管渠径が変化する場合、原則として管頂接合とする。
管渠の決定	流速及び勾配	汚水管 … 標準流速(最小流速～最大流速) 標準勾配(最低勾配) ・φ250VU…1.0m/s ～ 1.8m/s (0.6m/s ～ 3.0m/s) 5.0‰～(1.5‰～) ・φ200VU…1.0m/s ～ 1.8m/s (0.6m/s ～ 3.0m/s) 6.0‰～(2.0‰～) ・φ150VU…1.0m/s ～ 1.8m/s (0.6m/s ～ 3.0m/s) 8.0‰～(2.8‰～) 雨水管・合流管…標準流速(最小流速～最大流速) 標準勾配(最低勾配) ・φ250VU…1.0m/s ～ 1.8m/s (0.8m/s ～ 3.0m/s) 5.0‰～(3.0‰～) ※少数第2桁目を切り捨てとする。
	急勾配管路(特例)	道路勾配が急な箇所における汚水管(VU)の局所的な部分の設計勾配については、以下の特例値を採用できる。 ・実流速、最大3.0m/sとする。 ・VU φ150mm 240.0‰以下 ・VU φ200mm 160.0‰以下 ・VU φ150、200mmについては、実流量が0.001m ³ /s以下の場合、道路勾配程度までとする事が出来る。 ※急勾配道路においての下水道の勾配については下水管理者と協議すること。
	行き止まり道路への布設	管種口径:VU φ150 最大延長:100m(直線に限らない) 管勾配:8.0‰(標準) ※3.0‰(最小) 本管最小土被り:0.8m 公共樹深0.8m(最小0.6m)を標準とし取付管勾配1%(標準)とする 人孔:塩ビ人孔 間隔は50m以下(基本) ※中間人孔で45°より屈折角が大きくなる場合及び落差がある場合は、1号人孔とすること。 (現場上、1号が入らない場合は、0号、馬蹄・楕円、塩ビの順に検討すること。) <対象管路> ・汚水管 <対象道路> ・位置指定道路、小規模開発等による行き止まり道路 ・公団上、先のない行き止まり道路 ・河川、鉄道等により行き止まりとなる道路 <行き止まりの条件> ①延長100m未満 ②民地に囲まれている ※別紙「行き止まり道路の適用範囲について」参照
埋設位置及び深さ	埋設位置	原則、公道の歩道とする。車道に埋設する場合は、輪荷重がかからない車線中央とする。 開発等における6m道路については片側3mの中央、6m未満の道路については道路中央を基本とする。 埋設物に極力支障のない位置とする。
	最小土被り	<市道> ・φ300mm以下 … 1.0m(最小土被り) ・φ350mm以上 … 1.2m(最小土被り) ※最小土被りを確保できない場合は下水管理者と協議すること。 <国・県道> 国道・県道の場合は道路管理者との協議による。(県道は車道1.2m、歩道1.0mの場合が多い)
	他の埋設物との隔離(構造物の外々間)	雨水管渠、国・県施設、農水管 … 50cm以上 ガス管、水道管 … 30cm以上 その他埋設物 … 30cm以上 ※隔離を確保できない場合は各管理者と協議し図面に協議結果を明記すること。
	埋設標識シート	管上50cmに使用する
管渠の局所屈折施工	屈折施工	・マンホール間の屈折箇所は、原則として2箇所以下とする。 ・部材は5° 5/8、11° 1/4、15° を用いる。(曲率半径600mm程度) (曲率半径5000mm以上の部材を使用した場合、最大45°まで可能) ・1スパンに平面屈曲と縦断屈曲の併用は不可 ・マーカージンには部材の直上GL-60cmに設置 (連続して用いる場合は各部材の直上に設置) 土被りが50cm以上90cm以下の場合は管頂部から30cm 土被りが50cm未満の場合は、管の直上に設置
管渠の基礎工	基礎工	・塩ビ管…砂基礎(支承角120°) 管下0.1m、管上0.1mの管保護部分を含む。 ※管径、土被りにより基礎形式は考慮すること。 ・ヒューム管…砂基礎(支承角60、90、120°)、Co固定基礎 基礎形状については構造計算による。(構造計算書を添付すること。) ※土質、地耐力、荷重条件、埋設条件等により基礎形状は考慮すること。

項目	細目	内容
マンホール	マンホールの配置	配置・・・管渠の起点、方向・勾配・断面の変化する箇所。 段差の生ずる箇所、会合する箇所、維持管理上必要な箇所。
	最大間隔	人孔間距離の最大延長(直線部) ・φ150～1000mm・・・100m ・φ1100～1500mm・・・150m ・φ1500mm超・・・・・・・・200m ※行き止まり道路に布設される塩ビ人孔との最大間隔は50m以下。 ※推進工法等によるスパン割延長が、人孔間距離より大きい場合、中間人孔の可否について検討すること。
	管渠の段差	・開削工法における人孔内での管渠の段差は2.0cmとする。 ・塩ビ人孔では管渠段差無し(0cm)とする。 ・推進工発進立坑→2.0cm, 到達立坑→5.0cm(両到達も同様) ・管径変更点で管頂接合により、上記の段差を満たしていれば、段差をあえて設けない。
	副管	・マンホールでの管底差が60cm以上生じた場合に採用する。 ・副管耐震性、施工性、止水性及び改築時の対応性等を考慮し、原則内副管とする。 また、副管の設置は原則2号マンホール以上とするが、省スペース型の内副管の採用等で維持管理に支障が無い場合に限り、1号マンホールとする事ができる。 ・現場条件に応じて、判断が困難な場合は下水管理者と協議の上、決定する。 ・雨水管渠については、副管は設けない。石張り(H=5cm以上)を設け、管頂接合又は段差接合とする。
	副管径	本管150mm・・・副管100mm 本管200mm・・・副管150mm 本管250～400mm・・・副管200mm 本管450mm・・・副管250mm 本管500mm以上・・・別途考慮
	マンホールの使用区分	0号マンホール(内径 75cm組立式) 管の起点 1号マンホール(内径 90cm組立式) 管の起点及び内径500mm以下の管の中間点並びに内径400mmまでの管の会合点 2号マンホール(内径 120cm組立式) 内径800mm以下の管の中間点並びに内径500mmまでの管の会合点
	起点人孔	塩ビ人孔を標準とする。(人孔深2.0m以下) 下流人孔からの距離が50m以上の起点人孔は0号人孔とする。
	起点人孔以外	・1号人孔以上とする。 ・道路幅員や占用位置の関係により、楕円・馬蹄、0号及び塩ビ人孔を協議の上で、採用しても構わない。 ・人孔深が4m以上は2号人孔を使用する。 ※維持管理上、起点人孔以外の人孔への取付管の直接接続は避けること ※2号人孔以上は構造図を作成すること。 ※小型人孔の配置箇所は、維持管理を考慮し、起点・中間点・勾配変化点を基本とする。 ※小型人孔を連続して使用する際には、清掃作業等の維持管理に支障が生じないよう十分留意すること。
	0号人孔の採用	以下の条件をすべて満たす場合は0号人孔を使用することができる。 ① 中間人孔であること。 ② 上、下流の人孔は1号人孔以上であること。 ③ 管渠が人孔で屈折する場合、その角度が45°以下であること。 ④ 流入、流出管径が250mm以下であること。 ⑤ マンホール深が2.0m以下であること。
	人孔のインバート	高さ・・・下流管径の1/2 幅・・・下流管径と同じ幅 勾配・・・下流管と同じ勾配 ※管口落差が5.0cm以内の場合、下・上流管口を摺り付けること。 ※別紙「インバート図」参照
	継ぎ手	・不等沈下への対応、地下水の侵入防止、及び地震動時の屈曲、抜出しに対応するため、可とう性継ぎ手を使用する。 ・割り込人孔についても原則可とう性継ぎ手を使用すること。 (拡張バンド式又は貼り付け式を用いること。)
	人孔蓋	T-25: 国道、県道、都市計画道路などの必要な箇所 T-14: 上記以外の箇所 ※合流・雨水管渠のマンホール蓋は、4箇所空気穴を開けたものとする。
	人孔調整部	調整部: 調整金具及び無収縮モルタルにて施工 ※モルタル充填厚は50mm以上180mm未満とする。 ※車道での調整リング5cmは原則使用不可とする。
中間スラブ	・人孔深が6.0mを超える場合は中間スラブを設置。 ・GL部蓋の位置と中間スラブ開口部の位置はずらしておく。	
I種・II種の使い分け	I種: 人孔深5m以下 II種: 人孔深5～10m	

項目	細目	内容
樹及び取付管	公共樹の選定	構造及び材質:塩ビ製公共樹φ200mm(標準深さ80cm、最小深さ60cm) 合流区域は逆流抑止機能付き樹を使用し、蓋は圧力開放機能を有し飛散防止のためのロック機能構造とする。
	公共樹設置位置	位置:公道と民地との境界線付近(官民界から1.0m民地内) ※狭あい道路の場合は建築基準法に基づく道路後退線から1.0m以内 ※水道メーター、雨水最終樹との離隔を構造物の外々同士で平行に30cm以上確保すること。 ・原則として道路面と同じ高さを基本とするが、段差が生じる場合は道路面と宅地面の高低差1.2m以内に設置すること。 ・L型擁壁など底版がある箇所への設置は不可とする。
	公共樹の最大深	樹深H<2,000mm・・・塩ビ製樹 樹深H≥2,000mm・・・0号人孔 ※公共施設等、流入管が多い又は口径が大きい場合は0号人孔を採用する。
	公共樹蓋	総重量2tを超える車両が通行するところ及び、不特定多数の車両が通行する場所等には、鋳鉄製防護蓋を設置すること。
	取付管	材質:硬質塩化ビニル管(VU) 最小管径:φ100mm(汚水管) φ150mm(合流管・雨水管) ※最小管径以上とする場合は取付管部の流量計算書に基づき協議すること。
	埋設標識シート	管上50cmに使用する(50cmを確保できない部分は路盤下に使用すること)
	平面位置	道路に対し直角且つ直線
	取付管の穿孔間隔	・取付管同士の穿孔間隔は、1.0m以上(中心間距離)とする。 ・人孔と取付管の離隔は外々同士で1.0m以上確保すること。
	取付管取付位置	勾配及び取付配置:勾配は10%以上、位置は本管の中心線から上方に取付る。(管頂から60°以内) 支管口はゴム輪受口90°支管を使用すること。 ・本管が浅い場合は、支管口に90°自在支管を使用することができる。(取付位置:管頂60°以内) ・支管接合は「焼きなまし番線を締め込み支管を圧着する方法」または「接合部内外に角材を当て番線で圧着する方法」を基本とする。 ・本管が硬質塩化ビニル管の場合は、ワンタッチ支管を使用することができる。 ・本管が陶管又はコンクリート管の場合は、管更生後にしわが6mm以下となるワンタッチ支管を使用すること。 ・本管が更生済の場合は、取付方法について協議すること。
	耐震性確保	・耐震性を持たせるため、公共樹接続部と支管口接続部は自在曲管を使用すること。 ・可とう性支管口を使用する場合は事前協議を行うこと。なお、取付管口径を確保できる部材のみ使用可とする。 ・支管口接続部はゴム輪受口90°支管に自在曲管を接続すること。 ・直管部が4mを超える場合は、4mを超える毎にゴム輪接合を1箇所設けること。
	曲管使用	・良好な維持管理のため、曲管の角度は60°以下とする。 取付管φ150mm(75°以下の曲管又は60°以下の自在曲管) 取付管φ100mm(60°以下の曲管又は45°以下の自在曲管) ・汚水溜り防止のため、自在曲管を使用する際は鋭角方向に5°以上折って使用すること。 ・曲管の連続使用は不可とする。 ・B型・C型の公共樹の場合、公共樹接続部は75°以下の自在曲管を使用すること。 ・取付管を立ち上げ施工をする場合は、立ち上げ部に曲管を1箇所使用することができる。 ・曲管の水平曲げ使用は不可とする。
人孔直接接続	・起点人孔に対しては、取付管は原則人孔直接接続とする。 (人孔との接続には可とう性継手を使用し、下流側管渠との段差を2.0cm設ける。また下流管径に合わせたインバートを設置する。) ・管底差が60cm以上生じた場合には、副管(汚水)または石張(雨水)を設置する。	
土留工	土留工法の決定	適切な土留工法とする。
埋戻工	液状化対策	排水施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭くい基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置を講ずること。
舗装復旧	舗装復旧範囲	工事の伴う舗装復旧範囲は、道路管理者との協議により決定する。
その他1	自然流下以外の下水道管渠構造	下水道本管サイフォン・取付管サイフォン・マンホールポンプ設置など、自然流下以外の構造となる場合は、下水道施設管理者と協議の上、構造について決定する。
その他2	ハイセラミック管への取付	ハイセラミック管への取付は、取付部上下流1m範囲を硬質塩化ビニル管に布設替えすること。取付部上下流1m以内の範囲に接手がある場合は、接手部からの布設替えとすること。
その他3	その他	本基準に定義されていない事項、またはやむを得ず本基準による施工が出来ない場合は、事前協議を行うこと。